

新宮町告示第12号

令和5年第1回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年2月21日

新宮町長 長崎 武利

- 1 期 日 令和5年3月2日
2 場 所 新宮町議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	西 健太郎君
大牟田直人君	高木 義輔君
北崎 和博君	横大路政之君
松井 和行君	牧野真紀子君

○3月2日に応招した議員

全員

○3月3日に応招した議員

全員

○3月17日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

令和5年3月2日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 発議第1号 新宮町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第4 第3号議案 新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第5 第4号議案 新宮町宿泊税交付金基金条例の制定について
- 日程第6 第5号議案 新宮町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第6号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第7号議案 新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第8号議案 新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第9号議案 新宮町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第10号議案 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第11号議案 新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第12号議案 新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第13号議案 新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 第14号議案 令和4年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第16 第15号議案 令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第17 第16号議案 令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第18 第17号議案 令和4年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第19 第18号議案 令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第20 第19号議案 令和4年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第21 第20号議案 令和4年度新宮町水道事業会計補正予算について

- 日程第22 第21号議案 令和4年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第23 第22号議案 令和4年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について
- 日程第24 第23号議案 令和4年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第25 第24号議案 令和5年度新宮町渡船事業特別会計予算について
- 日程第26 第25号議案 令和5年度新宮町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 第26号議案 令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第28 第27号議案 令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について
- 日程第29 第28号議案 令和5年度新宮町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第30 第29号議案 令和5年度新宮町水道事業会計予算について
- 日程第31 第30号議案 令和5年度新宮町公共下水道事業会計予算について
- 日程第32 第31号議案 令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計予算について
- 日程第33 第32号議案 令和5年度新宮町一般会計予算について
- 日程第34 第33号議案 工事請負契約の変更について（町道の野～寺浦線道路改良工事(第3工区)）
- 日程第35 第34号議案 工事請負契約の変更について（白峯公園整備工事）
- 日程第36 第35号議案 工事請負契約の変更について（相島浄水場等機械電気設備更新工事）
- 日程第37 第36号議案 町道路線の認定について（灰カブリ支線）
- 日程第38 第37号議案 町道路線の変更について（梶取線）
- 日程第39 第38号議案 権利の放棄について
- 日程第40 第39号議案 相島辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第41 第40号議案 新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第42 報告第1号 令和5年度新宮町土地開発公社事業計画について
- 日程第43 報告第2号 令和5年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について
- 日程第44 報告第3号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第45 報告第4号 令和4年度定期監査の結果について
- 日程第46 報告第5号 例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について

- 日程第3 発議第1号 新宮町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第4 第3号議案 新宮町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第5 第4号議案 新宮町宿泊税交付金基金条例の制定について
- 日程第6 第5号議案 新宮町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第6号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第7号議案 新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第8号議案 新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第9号議案 新宮町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第10号議案 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第11号議案 新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第12号議案 新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第13号議案 新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 第14号議案 令和4年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第16 第15号議案 令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第17 第16号議案 令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第18 第17号議案 令和4年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第19 第18号議案 令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第20 第19号議案 令和4年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第21 第20号議案 令和4年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第22 第21号議案 令和4年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第23 第22号議案 令和4年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について
- 日程第24 第23号議案 令和4年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第25 第24号議案 令和5年度新宮町渡船事業特別会計予算について
- 日程第26 第25号議案 令和5年度新宮町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 第26号議案 令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第28 第27号議案 令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について

- 日程第29 第28号議案 令和5年度新宮町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第30 第29号議案 令和5年度新宮町水道事業会計予算について
- 日程第31 第30号議案 令和5年度新宮町公共下水道事業会計予算について
- 日程第32 第31号議案 令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計予算について
- 日程第33 第32号議案 令和5年度新宮町一般会計予算について
- 日程第34 第33号議案 工事請負契約の変更について（町道の野～寺浦線道路改良工事(第3工区)）
- 日程第35 第34号議案 工事請負契約の変更について（白峯公園整備工事）
- 日程第36 第35号議案 工事請負契約の変更について（相島浄水場等機械電気設備更新工事）
- 日程第37 第36号議案 町道路線の認定について（灰カブリ支線）
- 日程第38 第37号議案 町道路線の変更について（梶取線）
- 日程第39 第38号議案 権利の放棄について
- 日程第40 第39号議案 相島辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第41 第40号議案 新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第42 報告第1号 令和5年度新宮町土地開発公社事業計画について
- 日程第43 報告第2号 令和5年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について
- 日程第44 報告第3号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第45 報告第4号 令和4年度定期監査の結果について
- 日程第46 報告第5号 例月出納検査結果報告について

出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 安武久美子君 | 2 番 | 温水 眞君 |
| 3 番 | 末吉富美徳君 | 4 番 | 濱田 幸君 |
| 5 番 | 上畝地白馬君 | 6 番 | 西 健太郎君 |
| 7 番 | 大牟田直人君 | 8 番 | 高木 義輔君 |
| 9 番 | 北崎 和博君 | 10番 | 横大路政之君 |
| 11番 | 松井 和行君 | 12番 | 牧野真紀子君 |

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 和広君 議会事務局局長補佐 …… 桐島美佐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	長崎 武利君	副町長 ……………	吉村 隆信君
副町長 ……………	福田 猛君	教育長 ……………	小川 隆弘君
総務課長 ……………	太田 達也君	地域協働課長 ……………	片山 勇二君
政策経営課課長補佐 ……	井上 美和君	税務課長 ……………	尾田 繁男君
住民課長 ……………	堺 好行君	健康福祉課長 ……………	山口 望美君
子育て支援課長 ……………	高木 昭典君	産業振興課長 ……………	森 真二君
環境課長 ……………	安河内正路君	都市整備課長 ……………	西田 大輔君
上下水道課長 ……………	高橋 忠久君	会計管理者 ……………	末永富士美君
学校教育課長 ……………	森 和也君	社会教育課長 ……………	桐島 聡君
代表監査委員 ……………	吉田 雅文君		

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 和広君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（牧野 真紀子君） おはようございます。

ただいまから、令和5年第1回新宮町議会定例会を開会します。

それでは配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、上畝地白馬議員、6番、西健太郎議員、事故に備えて7番、大牟田直人議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間としたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月17日までの16日間と決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付いたしております会期日程表のとおりですので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（長崎 武利君） 皆様、おはようございます。本日ここに令和5年第1回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、ご多用の中、議員の皆様全員のご出席をいただきまして誠にありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年末から新規感染者が増加をし、第8波と言われる状況でございましたが、最近は感染者も減少し、福岡オミクロン警報も解除され、このまま終息に向かってほしいものでございます。全国的には、人口の減少が進む中、本町では人口が横ばい状態となっています。今後、土地区画整理事業などの影響によりまして、人口の増加を想定しておりますが、令和27年、2045年頃から徐々に人口が減少に転じることを予想しております。急激な高齢化や空き家の増加などが懸念をされ、地域コミュニティの維持や農業漁業従事者の後継者不足などの課題に対応できる持続可能なまちづくりの取組を進めることが重要であると考えております。賃貸住宅建設会社が、2019年から実施をしている町の幸福度ランキングで、新宮町は福岡県で第1位、全国でも第8位となりました。私は、県内では元気な町であるという自負はありましたが、全国的にこれほどの評価を受けるこの新宮町の行政運営に12年間携わることができましたことを大変幸せに感じておりますと同時に誇りに思っているところでございます。それでは、本日提案いたしております議案は条例の制定、改廃等11件、令和4年度補正予算10件、令和5年度当初予算9件、契約等議案3件、町道路線の認定等2件、外部規約の変更等3件の計38議案、諸報告5件となっています。なお、令和5年度当初予算に関しましては、4月に町長、町議会議員の改選を控えていることから、政策的経費を極力抑え、行政の継続性の観点から義務的経費を中心に4月から実施する必要がある事業及び繰越事業を計上させていただいております。また、追加議案の予定もございます。私は、今期で町長を引くことといたしましたが、任期を全うされる議員の皆様におかれましては、この4年間共に良い町をつくるという視点で執行部提案を受け止めていただき、数多くの事業の実施にご協力いただきましたこと、心より感謝をいたしております。本当にありがとうございました。それでは、本日、上程いたしております議案につきましては、よろしくご審議の上、ご議決をいただきますようお願いを申し上げます。議案招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願

申し上げます。

○議長（牧野 真紀子君） これより議案の審議に入ります。

日程第3. 発議第1号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第3、発議第1号、新宮町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、横大路政之議員ほか3名から提出がなされております。

趣旨説明を求めます。

横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 発議第1号、新宮町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。提出者、新宮町議会議員、横大路政之、賛成者同じく大牟田直人、同じく北崎和博、同じく上畝地白馬。地方公共団体の個人情報保護制度は、個人情報保護法の改正により全国的な共通ルールが規定されましたが、地方公共団体の議会については、基本的に個人情報保護法から適用除外となっております。しかし、令和2年12月に出された個人情報保護制度の見直しに関する最終報告で、「議会については、現行の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が、行政機関を対象とし、国会や裁判所がその対象となっていないこととの整合性を図るため、新制度の適用の対象とはしないこととすることが適当である。なお、ほとんどの団体で議会は個人情報の保護に関する条例等の対象とされており、引き続き条例等により共通ルールに沿った自立的な措置を講じることが望まれるものである。」と報告されていることから、議会でも法改正前と同様に、条例等で個人情報を保護する措置を講じる必要性があります。以上のことから、新たに新宮町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するもので、新宮町議会会議規則第13条2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。1ページをお開きください。新宮町議会の個人情報の保護に関する条例、全57条を制定するものです。この条例は、議会としての責務、機関としての議会の義務を規定しています。また、検察庁と協議を行い、第6章では罰則規定も設けております。議会における個人情報の取扱いにおいて、執行機関と差が生じないことは、住民の安心につながると考えます。議員の皆様のご賛同をいただき、ご議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

発議第1号、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 第3号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第4、第3号議案、新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第3号議案、新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、ご説明をいたします。提案理由といたしまして、令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるため、新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。個人情報保護法の改正につきましては、改正法に基づきまして地方公共団体は法律の範囲内で必要最小限の独自の保護規定のみが許容されるという形となっております。それで現行あります条例を廃止をし、新宮町個人情報の保護に関する法律の施行条例という形で制定をするものでございます。新条例では、改正法に基づく新たな規定、現行条例から引き続き規定するものや改正法により許容された規定などを規定したものとされておりまして、先ほどの議会の個人情報保護条例とは形とボリュームも法律をもとにしておるといところで条文の数も少ない形ということになっております。改正の内容でございます。1ページをお願いいたします。制定の条例の内容につきましては、第1条、趣旨で個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとしております。第2条、定義につきましては、第1項で使用する用語は法及び同法施行令の用語の例によるもの。第2項は、実施機関について記載のとおり規定をしておるところでございます。第3条、個人情報ファイルに係る帳簿の作成及び公表につきましては、規則で定める数以上で施行令に規定する数未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイルに係る帳簿を作成、公表しなければならないことを規定したものでございます。第4条では、手数料につきまして第1項で手数料を無料とすること。第2項で写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とすること。第3項は、第2項に規定する費用は規則で定めるところによることを規定しておるところです。第5条、審査会への諮問につきましては、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが必要であると認めるときは、審査会に諮問することができることを規定したものでございます。2ページのほうになりますけれども、第6条の開示決定等の期限につきましては、第1項で開示請求があった日から14日以内、特定個人情報につきましては30日以内に

開示決定等をしなければならないこと。ただし書で補正を求めた場合につきましては、補正に要した日数は期間に算入しないこと。第2項で事務処理上の困難等があるときは30日以内に限り延長ができること、この場合につきましては、開示請求者に延長の期間、理由を通知しなければならないことを規定しております。第7条、委任につきましては条例で定めるもののほか、実施のため必要な事項は規則で定めるとしておるところです。附則といたしまして、第1条で施行期日といたしまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1項第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）との施行日から施行することというふうな書きぶりとなっておりますけれども、これにつきましては令和5年の4月1日から施行するという形となります。附則第2条は、新宮町個人情報保護条例の廃止で同条例を廃止するものとしております。附則第3条は、経過措置という形で、第1項で旧条例の適用を受けるものを正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない義務については、新条例施行後も従前の例によること。第2項で、旧条例の適用を受けるものを他人に知らせ、または委託を受けた目的以外に使用してはならない義務については、新条例施行後も従前の例によること。3ページのほうになりますけれども、第3項で施行日前に請求された開示及び訂正等につきましては、従前の例によること。第4項で、施行日前に旧条例の規定により、審査会に諮問された調査審議については従前の例によること。第5項及び第6項で、経過措置における罰則を規定したものでございます。こちらのほうの条例も罰則を規定しておりますので、検察庁協議を行ったところでございます。第4条につきましては、違反行為の処罰について、失効後も従前の例によることを規定したものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第3号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第3号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 第4号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第5、第4号議案、新宮町宿泊税交付金基金条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 第4号議案、新宮町宿泊税交付金基金条例の制定について、説明

させていただきます。提案理由といたしまして、福岡県宿泊税交付金を、町の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実を図るための施策に要する費用に充てることを目的としまして基金に積み立てるため、新宮町宿泊税交付金基金条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。まず、この基金条例制定のもととなります福岡県宿泊税交付金について説明させていただきます。2ページの参考資料をお願いいたします。宿泊税は、令和2年4月1日から福岡県が課税しており、県内の宿泊施設を利用した宿泊者に対しまして、1人1泊200円が課税される県税でございます。この税収を財源としまして、県が広域的な観光振興事業を実施するとともに、県内市町村に交付金を交付し、各市町村におきまして、それぞれの地域の現状や課題に応じて、創意工夫を凝らした観光振興事業を実施することで、県全体で観光の魅力を底上げしていくことを目的とされています。これまで新宮町での宿泊税交付金の実績といたしまして、令和2年度は112万円、令和3年度は130万3,000円が交付され、観光振興の拡充事業に充ててきました。令和4年度は324万4,000円の内示がっておりますが、令和4年度以降の交付金は、基金に積立てて十分に事業内容を検討し実施していきたいと考えております。条例の内容について説明いたします。1ページをお願いいたします。第1条は、目的と設置について規定しております。第2条は、積立てで基金として積み立てる額は、一般会計予算で定める額としております。第3条は、管理について規定しております。第4条は、運用益金の処理について規定しております。第5条は、繰替運用について。第6条につきましては、処分について規定をしております。第7条は、委任で必要な事項は別に定めることとしております。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第4号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第4号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 第5号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第6、第5号議案、新宮町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第5号議案、新宮町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。提案理由といたしまして、令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することに伴い、関係する条例の整備が必要なため、新宮町情報公開条例等の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。第1条につきましては、新宮町情報公開条例の一部改正でございまして、目次中の字句を記載のとおり改め、第8条第2項中、新宮町個人情報保護条例を個人情報の保護に関する法律及び新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例に改め、第18条第1項中の字句を削り、同条を第18条の2といたしまして、同条の前に第18条として、審理員による審理手続に関する規定の適用除外に関する規定を追加をしておるものでございます。第2条につきましては、新宮町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正で、第1条の本文中に記載のとおり字句を加え、第2条第2号を記載のとおり改め、第2条第3号中の字句を記載のとおり改め、同号を同条第5号とし、第3号で個人情報保護法施行条例、第4号で、議会個人情報保護条例の用語の定義を加えておるところでございます。2ページをお願いいたします。第3条は所掌事務に関する規定でございまして、新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例及び新宮町議会個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、記載のとおり改めるものでございます。また、第7条第1項、第3項及び第8条第1項第3号中の字句を記載のとおり改めております。第3条は、新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正で、第16条中の字句を記載のとおり改めるものでございます。附則といたしまして、この条例はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日ということで、こちらのほうも令和5年4月1日から施行するという形となります。参考資料といたしまして、3ページから7ページまで新旧対照表をつけておりますのでご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第5号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第5号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 第6号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第7、第6号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第6号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。提案理由といたしまして、管理職手当について、国や他の地方公共団体等との均衡を考慮して定める必要があるため、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。今回条例改正の趣旨といたしましては、本町の職員の管理職手当につきまして、これまで定率という形で支給しておりましたものを定額という形に変更するため条例を改正しておるところでございます。改正内容につきましては、1ページをお願いいたします。第8条の2、第1項に「規則で指定するものについて」を加え、同項中、「町長の指定するものについて給料月額に100分の12を超えない範囲内の支給割合を乗じて得た額を管理職手当として」を削り、同条第2項として新たに、「管理職手当の月額は、職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額に100分の25を乗じて得た額を超えてはならない。」と規定をしたものでございます。附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。2ページに参考資料として、新旧対照表をつけておりますのでご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい。お尋ねします。今の課長の説明では、管理職手当が定率から定額に変わるという説明だったと思うんですが、そのことによってどういう現象が起こるのか、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。これまでの規定につきましては、定率100分の12を超えない範囲内という形となっておりました。今回改正をいたしまして100分の25を乗じて得た額を超えてはならないという、条例の改正としてはそういう形となっております。この後、この改正条例が成立いたしましたら規則で詳細の規定をしていくこととなっております。その中で100分の25を超えない範囲内で課長、局長、課長補佐、局長補佐、室長、園長というようなものにつきまして支給をするという形で、その金額について規則の中で規定をするという形としております。実際どういうことになるかといいますと、これまで定率で支給しておった額よりも総額的には増額となる、それぞれのところで増額となるという現象が起こるといふふうに想定をしておるところでございます。ちなみに令和5年度、今改正前のところで管理職手当として計上

しております額が、1,580万円程度というところが、改正後の定額支給をするというところになりますと1870万円程度の額になるというところで試算をさせていただいております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） そうなると管理職の皆さんの支給額が、給与支給額が増額、結果的に増額になるという改正ですね。そこで、先ほど課長の説明の中にあつたんですが、近隣自治体との、どういう言葉が使われたか分かりませんが、均衡を図ると言われたんですかね。要するに、近隣自治体と比べてという意味だったんだらうというふうに思うんですが、その辺の根拠について近隣自治体がどういう状況で、新宮町がどういう状況なので、この条例改正に至ったのかということをご説明ください。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。近隣自治体、糟屋地区というところで行きますと、定率でやっておところが本町ともうあと1団体というところで、残りの6団体につきましてはもう既に定額化を図られているというところで、その定額の金額につきましては国のほうの額を参考といたしまして、それぞれのところで決められておる額を参考といたしまして、その状況と申しますか、額と横並びというような形のところでの設定というところでやっておるところでございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） もう3回目なので最後にしますが、要するに皆さん、特に管理職ですから皆さん方ですよ。皆さん方にとってはよその自治体、近隣のよその自治体ではもう既に管理職手当は新宮町と差がでとったという期間があるわけですよ、現実と言うと。それが遅らばせながら、今回改正になりますよということなんだろうと思うんですが、その辺のやはり職員の皆さんの報酬、給与に関することですから、住民の皆さんの理解を得るための説明っていうのは、これ1番大事なところだろうと思うんですよ。なぜ、そういうふうな手法、方法をとったのかということをやはり分かるように、特にやっぱりこの場でやっぱりきちんと説明することが大事だろうと思うんですね。そうしないと、簡単に言うと私たちが賛成の挙手をすればもう決まるわけですから、その辺の経過説明っていうのはやはりきちんとすべきだろうと思うんです。ただ単に条例を改正するというだけではなくて、管理職の皆さんね、今まで他の自治体と比べて比較的少ない管理職手当でやってきたんだと、これを近隣並みにそろえるんだと、ここが1番大事な根拠になっていくんだらうというふうに私は思うので、その辺をやはりきちんと提案のときに説明をしていただきたいというふうに思います。その点だけちょっと町長、もしくは副町長。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） はい。お答えいたします。実のところ、管理職手当についてはよその団体より少し低めかなというところがございます。定額化っていうのは、もう県のほうの指導でずっと何年も前から言われていました。本人のもらっている給料が高い低いによって管理職手当に差がつくのはおかしい。職責に応じてっていうことなので、それは定額にすべきだろうということで今回の改正に至っているわけですが、管理職についてはほとんど高齢層、50以降の職員でございますけども、55歳で昇給停止という措置がずっとここ何年もきております。それで逆に、早めに管理職になった若い職員、若い管理職のほうで給与が高くなるという逆転現象が起こってございました。そういったことも、当然職責に応じてということでは是正する必要があったということが1点ございます。それから、新宮町の場合、非常に職員忙しくて、一般の職員あたりのもう超過勤務も非常に多くなっておりまして、それに付き合う管理職もいっぱいおります。その管理職のほうで年収総額で職員よりも下回るという現象もいくつか散見されております。そういうことで、管理職になって頑張るといふところの意欲をきちっと担保しなければ、新宮町をこれから引っ張っていってもらわないかんわけですから、そういう意味合いも含めまして今回、増額しているというところがございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 今の副町長の説明を聞けばなるほどということでは理解できるんですが、やはりもう一度言いますけど、やっぱり住民の皆さんにきちんと理解していただけるような内容の説明を私は努める必要、特にこういう議案については必要性があると思いますので、その点だけもう一度申し上げておきます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい。町長。

○町長（長崎 武利君） はい。議員の皆様方もよくご承知だと思いますが、新宮町本当にまちづくりいろんな面で活発に動いております。そういった面で職員も特別に増やしていかなくてですね、やはり定数を守りながらやっておりますので、超過勤務手当等が非常に多くなってきたと。その中で、やはり先ほど副町長が申しあげましたように、管理職の皆さんが55歳で給料停止というようなこともあり、逆転現象が起こっている現状でありましたので、それをしっかり私が以前からこれを早く把握してやっておけばよかったんですけど、ここにきてやはりそういった管理職の意欲をやはりしっかり持っていってもらわなければ、これから将来のまちづくり、いろんな職員の勤務状態がやはり積極的に頑張ってくださいようなことになっていかなければいけないということで、ここにきて条例の改正をさせていただくようにしましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第6号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第6号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 第7号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第8、第7号議案、新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第7号議案、新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。提案理由といたしまして、フルタイム会計年度任用職員について、任用の事情を考慮する必要がある場合等、一般職の職員の例により難しい場合におきましても、通勤手当を支給することができるようにするため、新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。今回、通勤手当の支給ということで、本町のフルタイム会計年度任用職員の通勤手当につきましては、一般職の職員の例によるとしておるところでございますけれども、フルタイム会計年度任用職員の任用期間の始期が月の初日以外であるとき、または任用期間の終期が月の末日以外であるときにつきましては、一般職の職員の例によるおるところといたしますと、通勤手当を支給できないということとなっております。そのような場合につきましても、フルタイムの会計年度任用職員という任用の事情というところで、月の勤務日数に応じて支給することができるようにするため、条例を改正するものでございます。1ページをお願いいたします。改正内容につきましては、第8条にただし書といたしまして、「ただし、任用の事情を考慮する必要がある場合等これにより難しい場合は、法第22条の2第1項第1号に規定する職員の費用弁償の例により支給することができる。」というものを加えるものでございます。この法第22条の2第1項第1号というところにつきましては、こちらはパートタイムという、パートタイム会計年度任用職員のところとなっております。パートタイムのほうにつきましては、勤務日数に応じて通勤手当相当の費用弁償を支給しておるところでございますので、フルタイムにつきましても一般職の例によるおるところから、こちらのほうの例によって支給するようにするという改正となっております。附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。2ページに参考資料といたしまして、新旧

対照表をつけておりますのでご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第7号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第7号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 第8号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第9、第8号議案、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第8号議案、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。提案理由といたしまして、国民健康保険法施行令等の改正により、本町国民健康保険税の賦課算定時における後期高齢者支援金課税限度額を変更すること、税額算定時における均等割、平等割の軽減幅の拡大を図るため、軽減判定基準の変更を行うこと及び雇用保険法施行規則の改正により、離職時の税額軽減に必要となる必要書類を追加する必要があるため、新宮町国民健康保険税条例の一部改正にあたり、町議会の議決を求めるものでございます。こちらの参考資料、新旧対照表により内容の説明をいたします。2ページをお願いいたします。第2条第3項中ただし書中、20万円を22万円、第23条第1項中20万円を22万円に、こちら改めることで課税限度額の変更を行います。3ページをお願いいたします。同項第2号中、28万5,000円を29万円に改め、同項第3号中、52万円を53万5,000円に改めることで、課税時における均等割、平等割における軽減幅の拡大を行っていきます。また、第24条の2第2項中、雇用保険受給資格者証の次に、「又は雇用保険受給資格通知」を加えることで、改正されました雇用保険法施行規則との間に整合性を持たせるものでございます。ページ戻りまして、1ページをお願いいたします。附則といたしまして、施行期日、第1条この条例は令和5年4月1日から施行する。適用区分として、第2条、この条例による改正後の新宮町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例のものとするとしております。以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第8号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第8号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 第9号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第10、第9号議案、新宮町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） 第9号議案、新宮町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。提案理由といたしまして、令和4年6月1日に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、犬に装着するマイクロチップが鑑札と同じ扱いになったことに伴い、犬の登録手数料の徴収を鑑札の交付の場合のみとするため、新宮町手数料条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものでございます。まず犬の登録方法について、ご説明いたします。犬をペットショップなどから購入した場合、その犬が既に登録を済ませている犬なら、町に飼い主の変更届を提出するだけでよく、犬の登録手数料はかかりませんが、その犬が登録を済ませていない犬なら、新しい飼い主は町に登録の申請を行い、登録手数料を支払って鑑札の交付を受ける必要がありました。しかし、令和4年6月1日に改正された動物の愛護及び管理に関する法律により、犬に装着したマイクロチップの認識番号を環境省に登録することによって、マイクロチップが鑑札と同じ扱いになりました。そのため、マイクロチップを装着している犬については鑑札を交付する必要がないため、登録手数料を徴収しないこととし、鑑札を交付する場合のみ登録手数料を徴収することにするため本条例を改正するものです。それでは、次のページをお願いいたします。新宮町手数料条例の一部を次のように改正するものでございます。別表中、「犬の登録手数料」を「犬の鑑札の交付手数料」に改めます。附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。なお、次のページに参考資料として新旧対照表をつけております。以上で説明は終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。第9号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第10号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第11、第10号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（高木 昭典君） 第10号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。提案理由といたしまして、民法等の一部を改正する法律の一部の施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号により、町議会の議決を求めるものでございます。2ページの新旧対照表のほうで説明いたします。今回の条例改正につきましては、上位法であります民法822条及び児童福祉法第47条3項において、懲戒権が認められていたものが、子どもに対する体罰や人格を辱めるような懲戒権限自体を認めないとする趣旨で改正されたことにより、本条例第26条に定められている懲戒権に係る権限の濫用禁止の条文自体を削除するものでございます。また、50条につきましては、第26条が削除されたことに伴う文言の追加となっております。1ページをお願いいたします。中段になります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第10号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第10号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 第11号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第12、第11号議案、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（高木 昭典君） 第11号議案、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明をいたします。提案理由といたしまして、民法等の一部を改正する法律の一部施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号により、町議会の議決を求めるものでございます。2ページの新旧対照表のほうで説明いたします。第10号議案と同様、今回の条例改正につきましては、上位法であります民法822条及び児童福祉法第47条3項において、懲戒権が認められていたものが子どもに対する体罰や人格を辱めるような懲戒権自体を認めないとする趣旨で改正されたことにより、本条例第14条に定められている懲戒権に係る権限の濫用禁止の条文自体を削除するものでございます。1ページをお願いいたします。中段になります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第11号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第11号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 第12号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第13、第12号議案、新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第12号議案、新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。提案理由といたしまして、健康保険法施行令等の改正により、本町国民健康保険の被保険者が出産した際に支給する出産育児一時金の額を変更する必要があるため、新宮町国民健康保険条例の一部を改正するにあたり、町議会の議決を求めるものでござい

す。内容の説明をいたします。1ページをお願いいたします。新宮町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。第5条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。附則といたしまして、施行期日を令和5年4月1日からとし、経過措置といたしまして、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る新宮町国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額につきましては、なお従前の例によるものとしております。以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第12号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第12号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 第13号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第14、第13号議案、新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第13号議案、新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定について、ご説明をいたします。提案理由といたしまして、住宅新築資金等貸付事業に係る全ての貸付の償還期間が満了し、貸付原資である地方債の償還も完了していることから、本事業を一般会計において管理していくこととするため、特別会計の設置について定めた新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。この事業につきましては、平成25年の3月で全ての貸付の償還期間が満了をしており、貸付原資である地方債の償還も完了しているため、現在残っておりますこの事業での事務は、滞納分の債権回収のみとなっているところでございます。会計上の取扱いにつきましては、昭和49年に当時の建設省から出された住宅新築資金等貸付制度要綱に基づき、特別会計の設置が求められてきたところではございますけれども、今後の特別会計の維持につきましては、自治体判断という方向性が福岡県のほうから示されたところでございます。そこで、本町における事務は一般会計において行うものというところで、特別会計の設置について定めた条例を廃止するということでございます。1ページをお願いいたします。新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例は廃止するといたしまして、附則第1項、施行期日でこの条例は令和5年4月1日から施行するとしております。附則第2項を経過措置と

いたしまして、廃止前の条例の規定に基づく特別会計の令和4年度の歳入歳出決算については、従前の例によるとしております。以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第13号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 第14号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第15、第14号議案、令和4年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 第14号議案、令和4年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ269万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,188万9,000円とするものでございます。歳出より説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目事務費、11節役務費につきましては、相島待合所のインターネット通信回線料が当初見込みより、安価であったため減額するものでございます。14節工事請負費は、相島待合所でのインターネット回線引込み工事の際に、NTTによる基本工事に対応できたために減額するものでございます。1款2項1目事業費、10節需用費は、待合所の電気代、水道代に不足が見込まれるための増額です。11節役務費は、船体保険契約時の見積りによる減額です。13節使用料及び賃借料は、新宮の整備検査のドック実施期間に合わせまして、代船傭船料を9日間分減額するものでございます。歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。1款1項1目事業収入は、コロナ禍での制限が緩和されたことなどにより、乗船客が当初見込みより増加し、1節渡船料金は、大人、子ども合わせまして約2万5,000人増加を見込み、2節定期料金は、定期券種別、期間ごとに増減がありますけれども、全体的に購入者が増えることを見込んだ増額でございます。3款1項1目渡船事業県補助金は、離島振興対策航路事業補助金の確定により増額です。4款1項1目一般会計繰入金は収支調整、5款1項1目繰越金は、前年度決算額により増額するものでございます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第14号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第14号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第15号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第16、第15号議案、令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第15号議案、令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,685万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億514万5,000円とするものでございます。歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、5款1項1目4節共済費におきまして、会計年度任用職員の社会保険料率がこの3月に上げられたことに伴います増額3,000円、6款1項3目22節、償還金利子及び割引料におきまして、令和3年度保険給付費等交付金返還金が確定したことにより、3,685万円の増額補正となっております。続いて歳入をご説明いたします。ページ戻りまして8、9ページでございます。歳入予算6款1項1目1節前年度繰越金では、確定いたしました令和3年度の繰越金6,159万2,000円。7款2項1目1節雑入におきましては、保健事業費納付金の返還金77万3,000円を収入予算として追加し、収支調整といたしまして、5款1項1目一般会計繰入金金を2,551万2,000円減額したものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第15号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第15号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 第16号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第17、第16号議案、令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第16号議案、令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,870万8,000円とするものでございます。歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。2款1項1目18節負担金補助及び交付金におきまして、後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金を206万6,000円減額しております。続いて、歳入をご説明いたします。ページ戻りまして8、9ページでございます。歳入予算、3款1項1目2節一般会計繰入金では、確定いたしました保険基盤安定繰入金206万7,000円を減額し、4款1項1目1節前年度繰越金では、令和3年度の繰越金336万7,000円を増額しております。この収支調整といたしまして3款1項1目2節、一般会計繰入金、336万6,000円を減額しているところでございます。以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第16号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第16号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 第17号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第18、第17号議案、令和4年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第17号議案、令和4年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、ご説明をいたします。1ページをお願いいたします。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165万2,000円とするものでございます。今回の補正予算は、令和4年度の

貸付金元利収入の見込み増に伴い、歳入予算を計上するとともに、一般会計に繰り出す予算を計上しております。歳出から説明をさせていただきます。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目8節は、今年度執行予定がないための減額をしております。27節につきましては125万4,000円での増額で、収入見込み増に伴うものを一般会計繰出金とするものでございます。歳入につきましては、8ページ、9ページをお願いいたします。1款1項1目1節は前年度繰越金確定により9,000円を増額をしております。2款1項1目住宅新築資金等貸付金国庫分元利収入、1節の元金収入といたしまして111万4,000円。2節の利子収入といたしまして12万8,000円を計上いたしておるところでございます。以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。第17号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第17号議案は原案のとおり可決されました。

ここで11時まで休憩いたします。

午前10時48分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第19. 第18号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第19、第18号議案、令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 第18号議案、令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について、ご説明をいたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出それぞれ53万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,121万円とするものでございます。それでは、歳出から説明をさせていただきます。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目12節委託料ですけれども、こちらは現在、業務を行っております看護師の週休日などに看護業務を行っていただくための委託料でございます。こちらは荒天等

による渡船欠航などで、委託先のナースが従事出来なかったことなどによる減でございます。18節負担金補助及び交付金、県医師派遣負担金につきましては、令和4年4月に医師が交代になっておりまして、それによって負担金の増額が見込まれるということで、80万円増額させていただいております。こちらの特定財源といたしまして、2款1項1目診療所運営費補助金を充てさせていただいております。次に2款1項2目11節需用費、医薬材料費等、2款1項3目12節委託料、血液検査等委託料につきましては、それぞれ3月末までの診療に要する事業費が若干不足する見込みとなってまいりましたので、それぞれ11万7,000円と4万6,000円を増額させていただくものでございます。歳入について説明をいたします。戻りまして8、9ページをお願いいたします。1款1項1目診療報酬ですけれども、こちらは当初の予定よりも若干受診者数が減ったということで減額をさせていただいております。診療報酬外使用料につきましては、ワクチン接種が行われておりますので、その分の増額として60万円を見込んでおります。飛びまして、3款1項1目一般会計の繰入金については収支調整で、県支出金でございますへき地診療所運営費補助金と4款1項の前年度繰越金につきましては、額確定による補正とさせていただいております。説明は以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第18号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第18号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 第19号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第20、第19号議案、令和4年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第19号議案、令和4年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,723万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,918万6,000円とするものです。

4ページをお願いします。第2表継続費補正、1款1項事業費、法適化移行支援業務委託料は

15万4,000円減額し、4年度、5年度総額を599万5,000円とするものです。同じく、機械電気設備更新工事は651万9,000円減額し、総額9,948万1,000円とするものです。いずれも入札に伴う減です。第3表地方債補正、簡易水道事業債の限度額を350万円減額し、2,060万円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。12、13ページをお願いします。1款1項1目事業費は、10節需用費、光熱水費は、海水淡水化装置の電気代101万8,000円を令和4年9月議会で補正させていただきましたが、幸い雨により貯水池の水位が回復いたしましたので、海水淡水化装置を稼働させる状況になりませんでしたので減額しております。12節委託料は、法適化移行支援業務委託料が入札執行残に伴い9万9,000円の減。14節工事請負費は、機械電気設備更新工事等の入札執行残に伴い1,611万4,000円の減となっています。特定財源としまして、国県支出金は、簡易水道等施設整備補助金676万円、地方債は簡易水道事業債350万円を減額しています。次に、2款1項2目22節償還金利子及び割引料は、前年度借入れ分の額確定に伴い1万7,000円の減です。

次に、歳入の説明をいたします。8、9ページをお願いします。1款1項1目1節簡易水道使用料は、使用水量の減に伴い8万4,000円の減。1款2項1目1節簡易水道手数料は、給水手数料の増に伴い3,000円の増。飛んで、6款1項2目1節消費税還付金は、消費税還付金の額確定に伴うもので7万3,000円の増です。

戻りまして、4款1項1目1節一般会計繰入金は、696万2,000円の減で収支調整をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第19号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第19号議案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 第20号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第21、第20号議案、令和4年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第20号議案、令和4年度新宮町水道事業会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。資本的収入及び支出、第2条、令和4年度水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び支出の本文かつ書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,407万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額621万1,000円、過年度分損益勘定留保資金2億786万円で補填するものとする。」に改めるものです。収入において、第1款資本的収入、補正予算額930万円を減額し、合計の1,419万2,000円とするものです。また、支出において、第1款資本的支出、補正予算額1,375万6,000円を減額し、合計の2億2,826万3,000円とするものです。

4、5ページをお願いします。資本的収入及び支出、先に支出について説明いたします。1款1項2目配水設備工事費の工事請負費は、下水道管渠築造工事に伴う配水管布設工事等の減により、工事請負費975万9,000円の減です。同じく、3目施設整備工事費の工事請負費は、入札執行残により399万7,000円の減です。

次に、収入について説明いたします。1款1項1目負担金の工事負担金は、先ほどの資本的支出でも説明しました下水道布設工事に伴う工事費の件で、930万円を減額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第20号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第20号議案は原案のとおり可決されました。

日程第22. 第21号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第22、第21号議案、令和4年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第21号議案、令和4年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和4年度公共下水道事業会計予算

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入において、第1款下水道事業収益、補正予算額410万円を減額し、合計の9億6,983万5,000円とするものです。また、支出において、第1款下水道事業費用、補正予算額1,150万4,000円を増額し、合計の9億8,614万5,000円とするものです。資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び支出の本文かっこ書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,595万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,181万6,000円、過年度損益勘定留保資金1億2,242万6,000円、当年度損益勘定留保資金8,171万6,000円で補填するものとする。」に改めるものです。収入について、第1款資本的収入、補正予算額8,818万2,000円を減額し、合計の2億8,890万円とするものです。また、支出において、第1款資本的支出、補正予算額7,100万5,000円を減額し、合計の5億1,485万8,000円とするものです。2ページをお願いします。第4条、予算第6条に定めた企業債の予定額について、事業費の額確定により5,090万円減額し、1億4,310万円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第5条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。職員給与費2万5,000円を増額し、合計の4,943万円とするものです。

10、11ページをお願いします。収益的収入及び支出、支出を先に説明いたします。1款1項2目新宮処理区管理費の光熱水費は、水道料金の増に伴い2万円の増。動力費は、電気料金の増に伴い10万円の増。3目中央処理区管理費の使用料は、汚泥処理量の増で500万円の増。動力費は、電気料金の増に伴い80万円の増。薬品費は、水質悪化に伴う医薬材料費の増で171万円の増。4目総係費、手当は住居手当等の増に伴い2万5,000円の増、同じく賞与等引当金繰入額は、法定福利費引当金繰入れ額の増に伴い1万円の増。2項1目支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息は、前年度借入分の額確定に伴い284万4,000円の減。3目消費税及び地方消費税は、令和5年度の工事費等に係る支払消費税より収入に係る預かり消費税が多くなる見込みのため668万3,000円の増です。次に、収入の説明をします。1款1項3目負担金は、他会計負担金が一般会計からの雨水処理負担金の決算見込みにより2万4,000円の減。4目国庫補助金は、防災・安全交付金の額確定により199万2,000円の減です。同じく、2項2目補助金は、他会計補助金が一般会計からの補助金の決算見込みにより108万4,000円の減。3目消費税及び地方消費税還付金は、先ほど支出で説明しましたが、消費税が還付でなく納付になるということに伴う100万円の減です。

12、13ページをお願いします。資本的収入及び支出、支出を先に説明いたします。資本的支出1款1項1目污水管路新設費の工事請負費は、国の交付金の交付決定額内での執行にとどめ

たことに伴う6,000万円の減。補償金は、污水管新設に伴う水道管移転補償金で930万円の減です。2目雨水管路建設費の補償金は、物件移転等補償金の額確定に伴う170万5,000円の減です。次に、資本的収入について説明いたします。1款1項1目企業債の企業債は、事業費の額確定に伴う5,090万円の減。3項1目国庫補助金の国庫補助金は、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の額確定に伴い3,498万2,000円の減。4項1目負担金の受益者負担金は、令和3年度工事の一部が繰越しとなったことに伴い、受益者負担金の賦課が令和5年度となったことにより230万円の減です。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第21号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第21号議案は原案のとおり可決されました。

日程第23. 第22号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第23、第22号議案、令和4年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第22号議案、令和4年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,688万5,000円とするものです。

4ページをお願いします。第2表継続費補正、1款1項事業費の法適化移行支援業務委託料は、23万1,000円を減額し、4年度、5年総額を500万5,000円とするものです。次に、第3表地方債補正、漁業集落排水施設整備事業債の限度額を20万円減額し、350万円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。10、11ページをお願いします。1款1項1目12節委託料は、法適化移行支援業務委託料が入札執行残に伴い、23万1,000円の減となっています。特定財源としまして、地方債として漁業集落排水施設整備費事業債20万円を減額してい

ます。

歳入について説明いたします。8、9ページをお願いします。1款1項1目1節排水施設使用料は、使用水量の減に伴い11万7,000円の減。飛んで、3款1項1目1節繰越金は額確定に伴い164万2,000円の増。戻りまして、2款1項1目1節一般会計繰入金は、155万6,000円の減で収支調整をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第22号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第22号議案は原案のとおり可決されました。

日程第24. 第23号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第24、第23号議案、令和4年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

政策経営課課長補佐。

○政策経営課課長補佐（井上 美和君） 第23号議案、令和4年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億7,922万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億3,791万8,000円とするものでございます。第2条、繰越明許費の補正、第3条、債務負担行為の補正、第4条、地方債の補正につきましては、6ページ、7ページになります。

6ページをお願いします。第2表、繰越明許費補正は、追加としまして3事業を計上しております。2款1項システム改修委託料につきましては、令和4年度に財務会計システムの更新を予定しておりましたが、システム開発の遅れにより繰り越すもの。また、電算用備品購入費につきましては、会議用ディスプレイの購入を予定しておりましたが、入札不調となり今年度中の執行が困難となったため、8款2項道路新設改良事業につきましては、深町線道路改良事業において、地権者との協議に時間を要したため繰り越すものです。また、変更は2事業で、2款3項戸籍システム改修事業は、契約額の確定により、8款4項社会資本整備事業は、（仮称）上府～三代線

道路改良事業が国の補正予算に伴い増額し、繰越となりますが、的野～寺浦線道路改良事業の事業費の減により減額するもので、記載のとおり事業費の変更を行うものです。第3表、債務負担行為補正は、追加としまして5項目を計上しています。最初の項目、粕屋北部消防組合が令和4年度に発行した地方債の償還に係る経費については、期間が令和5年度から令和10年度まで、限度額は償還に係る経費を粕屋北部消防組規約第12条の規定により算定した額として計上しております。そのほかの事業につきましては、令和5年度開始とともに事業が執行できるよう、今年度中に契約等の事務を行う必要があるため計上するもので、事項、期間、限度額につきましては、記載のとおりでございます。

7ページをお願いします。第4表、地方債補正は、追加として1事業、変更として8事業を計上しています。追加の道路新設改良事業につきましては、国の制度の変更により社会資本整備事業から組み替えて発行するもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。変更につきましては、起債の目的、補正前、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりで、それぞれの事業費が確定したことによる限度額の変更でございます。

それでは、これから歳出予算の説明をいたしますが、款を追いながらの説明の前に、今回の補正予算の人員費に関わるものの説明をいたします。職員の時間外勤務手当の増、居住状況の変更に伴う通勤手当などの増減、会計年度任用職員の給料、報酬、手当の減、また、それに伴う共済組合負担金や社会保険料等の減を行っております。今回の補正に関しましては、実績等に伴う増減、入札等による執行残の減額などが多くあり、特定財源につきましても、歳出の増減に伴うもの、国県支出金の交付決定などにより、歳出の増減を伴わない財源更正等もございますので、主だったもの、増額補正を中心に説明をさせていただきます。

28、29ページをお願いします。1款1項1目議会費は、新型コロナウイルスの影響による研修等の中止、事業費の確定等により減額しております。2款1項1目一般管理費は、事業費の確定等により減額。5目財産管理費、10節光熱水費は、これまでの実績から電気代が不足する見込みとなったため増額するものです。6目企画費は、事業費の確定及び入札による執行残を減額しております。

30、31ページをお願いします。7目電算管理費は、入札及び事業費の確定等により減額し、特定財源として、15款2項1目無線システム普及支援事業費等補助金を減額し充当しております。8目交通安全対策費は、事業費の確定等による減額。9目公有地拡大及び土地利用調整費につきましては、特定財源の16款2項1目土地対策費補助金の額が確定しましたので、財源更正をしております。10目国土調査費は、国県支出金の交付決定に伴い、事業費を減額するもので、特定財源としまして、15款1項1目1節地籍調査費負担金を増額し、15款2項1目2節社会

資本整備総合交付金及び16款1項1目1節地籍調査費負担金を減額し充当しております。

32、33ページをお願いします。11目まちづくり事業費は、事業費の確定等により減額しております。12目コミュニティバス管理費は、人件費や燃料費、修繕料等経費の増に伴い、コミュニティバス運行補助金を増額するものです。13目まち・ひと・しごと創生総合戦略費は、4年度の地域おこし協力隊員が4人体制だったため、新宮町地域おこし協力隊活動支援事業費補助金を1名分減額するものです。2項2目賦課徴収費は、事業費の確定により減額するものです。

34、35ページをお願いします。3項1目戸籍住民基本台帳費、12節システム改修委託料は、事業費の確定により減額するもの。13節コピー使用料は、マイナンバーカード交付促進チラシの作成枚数増のため増額するもので、特定財源としまして、15款2項1目3節社会保障・税番号制度システム整備費補助金を減額するものです。4項3目県知事県議会議員選挙費は、4月2日執行予定で予算計上しておりましたが、4月9日に確定したことにより事業費を減額しております。5項1目統計調査総務費及び2目指定統計調査費につきましては、16款3項1目住宅・土地統計調査事務委託金及び就業構造基本調査事務委託金の額が確定しましたので、財源更正をしております。

36、37ページをお願いします。6項1目監査委員費は、事業費の確定等により減額するものです。3款1項1目国民健康保険特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すもので、減額して計上しております。2目福祉センター管理費、10節光熱水費及び13節コピー使用料は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するものです。11節電話・ファクス料金及び12節窓口等受付業務委託料は、事業費の見込みにより減額しております。4目老人福祉費につきましては、次のページにかかっていますが、事業費の確定等により減額しております。特定財源としまして、15款2項2目社会資本整備総合交付金、16款2項2目高齢者社会活動推進等事業費補助金、21款4項3目1節地域支援事業交付金及び包括的支援事業交付金を減額し充当するものです。5目人権・同和政策費は、事業費の確定等により減額しております。6目重度障害者医療対策費、19節重度障害者医療費は、これまでの実績が多く、予算が不足する見込みとなったため増額するものです。特定財源としまして、16款2項2目重度障害者医療費補助金を充当しております。7目障害者福祉費は、次のページにかかっていますが、18節及び19節の訪問入浴サービス給付費が事業費の見込みにより減額するもの、19節の自立支援給付費及び障害児自立支援給付費は、これまでの実績により予算の不足が見込まれるため増額するものです。特定財源としまして、15款1項2目2節及び16款1項2目2節の障害者医療費負担金を減額し、障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設措置費国庫負担金を増額し、15款2項2目3節及び16款2項2目4節の地域生活支援事業費補助金を減額し充当するものです。8目介護保険事業費は、連合からの通知に基づき減額しております。9目後期高齢者医療

対策費、27節後期高齢者医療特別会計繰出金は、一般会計から特別会計へ繰り出すもので、減額して計上しており、特定財源の16款1項2目3節後期高齢者医療保険基盤安定負担金を県からの通知に基づき減額し充当しております。11目電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業費は、事業費の見込みにより減額し、財源更正を行っております。2項1目児童福祉総務費、18節届出保育施設等運営費補助金は、実績等により減額し、19節施設型給付費・地域型保育給付費は、公定価格の改定等により増額するものです。特定財源としまして、15款1項2目3節子どものための教育・保育給付交付金のうち991万7,000円を、16款1項2目4節子どものための教育・保育給付交付金県費負担金のうち404万1,000円を充当するものです。

42、43ページをお願いします。3目児童福祉施設費は、事業費の確定等により減額し、特定財源として15款2項2目5節子ども・子育て支援交付金、16款2項2目7節放課後児童健全育成事業費補助金を減額し、放課後児童クラブ利用料減免事業補助金を増額し充当するものです。4款1項1目保健衛生総務費の7節及び17節は、事業費の確定等により減額するもの、18節予防接種健康被害給付費負担金は、新型コロナウイルスワクチンの予防接種により健康被害が出た方のうち、おひとりが国から認定されたため計上するものです。27節相島診療所事業特別会計繰出金及び簡易水道事業特別会計繰出金は、それぞれ一般会計から当該特別会計へ繰り出すもので、減額し計上しております。特定財源としまして、15款1項3目3節新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金を充当し、22款1項1目1節医療機器整備事業債及び簡易水道施設整備事業債を減額し充当しています。2目予防費は、事業費の見込みにより減額しております。3目母子衛生費、10節印刷製本費は、予防接種手帳の単価の変更により増額するもの、11節電話・ファクス料金は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するものです。12節及び18節においては、事業費の確定等により減額するものです。

44、45ページをお願いします。5目環境総務費、12節再生可能エネルギー導入戦略委託料は、入札により減額するもので、特定財源としまして、16款2項5目4節荒廃森林再生事業交付金のうち6,000円及び21款4項3目1節二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を減額し充当するものです。6目環境衛生費、14節クリーン作戦前除砂等工事費は、事業費の確定により減額するもので、18節火葬場使用料補助金は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するものです。特定財源としまして、15款2項4目2節海岸漂着物地域対策事業費補助金のうち91万円を減額し充当し、16款2項5目4節荒廃森林再生事業交付金のうち2万4,000円を減額し充当するものです。3目し尿処理費は、15款2項3目3節循環型社会形成推進交付金の額が確定しましたので、財源更正をしております。6款1項1目農業委員会費及び3目農業振興費は、事業費の確定等により減額しております。1目の特定財源は、21款4項3目1節農業者年金事務交付金を充当するもの、3目の特定財源は、16款2項5目2

節園芸農業等総合対策事業費補助金を減額し充当、14款1項4目1節農業振興施設占用料を充当するものです。

46、47ページをお願いします。2項1目林業総務費は、事業費の確定により減額するもので、特定財源としまして、16款2項5目4節荒廃森林再生事業交付金のうち19万5,000円を減額して充当、19款2項4目1節森林環境譲与税基金繰入金を減額し充当するものです。3項1目水産業総務費、27節相島漁業集落環境整備事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すもので、減額し計上しております。2目水産業振興費は、22款1項2目漁業施設整備事業債の額の確定により財源更正をしております。3目漁港管理費は、15款2項4目2節海岸漂着物地域対策事業費補助金及び16款2項5目6節漁港施設等改修事業補助金の額の確定により財源更正をしております。7款1項2目商工業振興費及び次のページにかかります、3目観光費は、事業費の確定により減額するもので、3目の特定財源として、21款4項3目1節全国町村会イベント参加助成金を減額し充当、16款2項6目宿泊税交付金を財源更正するものです。8款2項1目道路維持費は、入札により減額するものです。2目道路新設改良費は、15款2項5目1節道路新設改良費補助金及び22款1項3目道路新設改良事業債の確定により財源更正をしております。4目駐輪場施設管理費は、特定財源の14款1項6目2節駐輪場使用料が増額する見込みであるため、福岡市への駐輪場使用料負担金を増額するものです。3項2目河川新設改良費は、事業費の確定により減額しております。特定財源としまして、22款1項3目4節河川新設改良事業債を減額し充当しております。

50、51ページをお願いします。4項1目都市計画総務費、12節都市計画調査業務委託料は、入札により減額しております。特定財源としまして、15款2項5目2節集約都市形成支援事業費補助金を減額し充当、16款3項3目都市計画調査委託金を増額し充当しています。2目公園費は、13款1項2目2節公園管理費負担金の額が確定したため、財源更正をしております。4目社会資本整備事業費は、国庫支出金の交付決定等に伴う事業費の見込みにより減額しております。特定財源としまして、15款2項5目3節社会資本整備総合交付金の減のうち4,730万2,000円を減額し充当、22款1項3目2節社会資本整備事業債を減額し充当しております。5目都市再生整備計画事業費は、事業費の確定により減額しております。特定財源としまして、15款2項5目3節社会資本整備総合交付金の減のうち1,452万8,000円を減額、22款1項3目3節都市再生整備計画事業債を減額し充当しています。5項1目公共下水道費、18節公共下水道事業負担金は、公共下水道の雨水処理経費に係る繰り出し基準に基づいた一般会計から公共下水道事業会計への負担金を減額計上するものです。6項1目住宅管理費及び2目住宅建設費は、入札により減額しております。1目の特定財源としまして、15款2項5目3節社会資本整備総合交付金の減のうち805万3,000円を減額し充当、また、15款2項5目4

節社会資本整備総合交付金は減額し、1目に435万5,000円の減を充当、2目に3,194万7,000円の減を充当しております。52、53ページをお願いします。9款1項2目非常備消防費、1節出勤報酬は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するもの、10節から18節までは、事業費の確定等により減額しております。3目消防施設費、13節船舶借上料及び18節消火栓設置工事負担金は、事業費等の確定により減額するもの、消火栓維持管理負担金は、寄附により1か所増えたため増額するものです。特定財源としまして、22款1項4目1節消防施設整備事業債を減額し充当しています。10款1項2目事務局費、次のページの中程ぐらいまでになります。入札や事業費の確定等により減額するものです。特定財源としまして、13款1項3目1節日本スポーツ振興センター負担金及び15款2項7目1節へき地児童生徒援助費等補助金を減額し充当、16款3項4目1節学校基本調査事務委託金を充当しております。2項1目小学校総務費から、次のページの11目新宮北小学校教育振興費までにつきましては、入札や事業費の確定等により減額するもので、1目小学校総務費の特定財源としまして、15款2項7目1節特別支援教育就学奨励費補助金のうち11万円を充当するものです。

58、59ページをお願いします。3項1目中学校総務費から次のページの6目新宮東中学校管理費までにつきましても、入札や事業費の確定等により減額するものです。1目中学校総務費の特定財源としまして、15款2項7目1節要保護児童生徒援助費補助金を減額して充当し、特別支援教育就学奨励費補助金のうち6万9,000円及び16款2項8目1節被災児童生徒就学支援事業補助金を充当するもの、3目新宮中学校教育振興費の特定財源としまして、15款2項7目1節理科教育設備整備等補助金を充当するものです。4項1目全日制高等学校管理費、18節古賀高等組合負担金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る負担金を増額計上するものです。5項1目幼稚園総務費から次のページの新宮東幼稚園費においては、事業費の確定等により減額するもので、1目幼稚園総務費の特定財源としまして、15款1項4目1節及び16款1項7目1節の子育てのための施設等利用給付交付金国県負担金をそれぞれ減額し充当しております。6項1目社会教育総務費、18節全国大会等参加助成金は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するものです。2目青少年育成費は、事業費の確定等により減額しております。特定財源として、16款2項8目3節地域活動指導員設置事業補助金を減額し充当するものです。

64、65ページをお願いします。3目公民館事業費から6目文化財保護費は、事業費の確定等により減額しております。6目文化財保護費の特定財源としまして、21款3項1目埋蔵文化財発掘調査受託事業収入を減額し充当するものです。7目図書館費は、16款2項8目5節子どもの読書習慣形成・定着支援事業補助金の額の確定により財源更正をしております。9目生涯学習推進費及び10目そぴあしんぐう管理費は、事業費の確定等により減額しております。9目の

特定財源としまして、21款4項3目1節生涯学習講座材料代を減額し充当しております。66、67ページをお願いします。7項1目保健体育総務費から体育施設費は、入札や事業費の確定等により減額しております。12款1項2目利子は、借入額及び利率の確定により減額しております。13款1項1目27節渡船事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すもので減額し計上しております。

68、69ページをお願いします。2項1目23節福岡地区水道企業団出資金は、出資金の額の確定により減額し、特定財源につきましても、22款1項5目福岡地区水道企業団一般会計出資債を減額し充当しております。3項5目森林環境譲与税基金積立金は、県からの通知により減額するもの、6目宿泊税交付金基金積立金は、新たに基金を設立し積み立てるもので、特定財源として、16款2項6目2節宿泊税交付金を充当するものです。

次に、歳入について説明いたします。歳出時に特定財源として説明しましたものについては省かせていただき、主なものを説明させていただきます。

12、13ページをお願いいたします。2款3項1目1節森林環境譲与税は、額の確定により減額するものです。11款1項1目1節普通交付税は、再算定により追加されることとなったため増額するものです。

22、23ページをお願いします。17款1項1目1節財産貸付収入は、貸付面積が増えたため増額するものです。19款1項1目住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金は、当該特別会計から一般会計への繰入金を増額するものです。19款2項2目1節財政調整基金繰入金で財源調整をしております。

24、25ページをお願いします。20款1項1目前年度繰越金は、2億6,094万9,000円を増額し、6億852万9,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。ちょっと何点かお尋ねします。まず22ページ、22ページのコミュニティバスの補助金の増額。ちょっとこれ聞き漏らしかもしれませんけど、32ページ。コミュニティバスの223万円の増ということで、ちょっと聞き漏らしかもしれませんけど、この増の具体的な内容を教えてください。それとその下、まち・ひと・しごと総合戦略の部分の地域おこし協力隊の150万円の減ということで伺いましたけど、これ1名分という説明がございましたが、何か1名分というところちょっと何か少ないような気がするので、これがどういう状況だったのかというのが1点。それとですね、40ページかな。40ページだと思うんですけど、電力の40ページの電力・ガスの高騰の部分ですね。この部分で3,200万円の減ということなんですけど、これ対象者数と申請者ちゅうかですね、の数をお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） はい。では、コミュニティバス、いいですか。産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。それでは、コミュニティバスについて、先に説明させていただきます。コミュニティバスの増額につきましては、主な内容としましては、人件費部分とそれから燃料費、それから修繕につきまして大きくなるところで増額となっております。人件費につきましては、運転手が慢性的な不足というところもありまして、運行管理をする職員が運転手をするという場合もあります。コロナ禍の制限緩和に伴って、人の動きが活発になったところで、交通渋滞というですとか、例えば土日とか休みの日の中央駅前あたりの渋滞とか激しくなっております、そういったときに渋滞を見込んで渡船に接続するバスがありますので、そういったバスの渋滞を見込んで、先に1台別の場所で待機しておくというような対応をとっております。そういったところで、人件費がちょっと増えてきたというところがございます。それから、燃料費につきましては、夏場の猛暑とかでエアコンをつけて運行というところが増えてきたというところとか、あと路線の見直しがありまして、まだこの予算を組んだ段階では、路線がまだ確定してないというところで、そこがちょっと最終的に路線が見込みよりも距離が長くなって運行する、走行距離が長くなったり、燃料費がちょっと増えてきたというところがございます。それから、あと修繕費につきましては、バスの突発的な修繕というところがあります。コミュニティバスにつきましては、以上です。それから、地域おこし協力隊のところですけども、ここは活動支援事業の補助金ですので、1人当たり年間150万円ということになっております。そこが1名減で1人分の減額ということになっております。以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 40ページ、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） はい。電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援事業についてですけども、補正予算を計上いたしました時点におきまして、大体1月末ぐらいの時点におきまして、およそその時点で抽出した対象者と見込まれる人員が2,374人、その時点で支払済みになっていた方が2,046人で、残りの人数、全員が申請されるとも限らないので若干少なめで見まして、262人をもうこの後、2月末までかけて支払いをしたとしてという計算で、残ると思う額についての減額をさせていただいております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。そしたら、まずコミュニティバスに関しましては、いろんな諸事情、路線の変更もあつたりとかということで、そういうふうな増額ということになるんですが、今後どういうふうな、要は今までどうか分かりませんが、コミュニティバスに関してはそこまで増額補正というのがあつたのかなという気はするんですけども、今後の状況としてはどういふふうな形で委託料が推移していくのかというのが1点。それとですね、地域おこし協力隊に関しましては、活動助成金ということで150万円ということなんでしょうけど、今現在、多分

5名ですかね、ちょっといらっしゃるのか分かりませんが、その中で町のほうに、言うたら定住されている方が何名いらっしゃるのかというところの2点をお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。コミバスの委託料についてですけども、現在コロナ禍でお客様の数が大幅に減っているというところで、ちょっと今回の補正もあれなんですけども、収入のほうが減っているので、歳出のほうが大きくなっているというところはあると思います。今後、現在回復傾向にありますので、委託料としましては多少は下がることも見込まれますけども、全体的な物価高騰ですとか、人件費、燃料費とかはまだ先々上がっていくことも考えられますので、そこら辺がどの程度になっていくのかというところかなと考えております。それから、地域おこし協力隊につきましてですけども、現在、地域おこし協力隊としては4人です。その4人は町内に在住しております。1人、令和4年の4月に卒業した人がいるんですけども、その人は相島に現在在住しております、そのまま相島で活動を続けている状況でございます。以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） すいません。12時を過ぎましたけれども、このまま会議を開きます。ほかにありませんか。はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 1点だけお尋ねします。新型コロナウイルスワクチンの被害認定者が1名、不幸にして、認定されたことが不幸というよりも発生したことが不幸じゃないかなというふうには思うんですが、実際にどういう症例っていったらちょっと個人情報も加わってくるとお思いますので、例えば、日常生活に支障をきたすような症例なのか、その状況をちょっと説明できる範囲で結構ですから、ご説明いただけませんかでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 今回認定がございました事例につきましては、日常生活に何らかの影響があったということで、入院治療をなさったケースにはなります。詳細につきましては、身近な人にはもう分かってしまう状況になると思いますので、説明は省略させていただきます。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） その方は、そういうことで認定を受けられたという、それ以外にも多分、申告された方はいらっしゃると思うんですが、全体でどれぐらいの方が申請されたんですか、新宮町内では。

○議長（牧野 真紀子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 県や国に申請を上げた件数は4件となっております。補正には間に合っておりませんが、もう1例につきましても、国のほうから認定がおりておりますが、認定の内容につきましては一部となっておりますので、今後ちょっと手続等を行っていくことにな

ろうかと思います。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） そういう事例ですので、非常に神経を使って対応されるんだろうというふうに思うんですが、当事者の方がやはり不安、いろんな様々な不安を抱えてあると思いますので、窓口できちっと不安を取り除くような、緩和できるような対応をするべきだろうというふうに思います。それができていないという意味で、これ質問しているわけじゃなくて、これからも真摯に対応し続けていっていただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい。ほかにごいませんか。濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） 16ページの15款2項4目2節海岸漂着物地域対策事業費補助金、こちらのほうが減額になっている。その理由をお答えください。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい、お答えいたします。こちらのほうクリーン作戦のほうの事業費を見込んでおりましたけれども、昨年度中止になっておりますので、その分が減ったという形にはなっております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） これは、この海岸はあくまでも新宮側ってということで、相島とか、そういうのには使えないんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） いや、それはもう全面相島のほうも含めて使っております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） これは、地元の方とかから聞いているお話なんですけれども、結構、百合越浜のほうとか、そういったところにも海岸漂着物がすごくあるってということで、その地域の方が、そういう清掃なり何なりされていますけど、ごみの搬出とかいろいろできないこともあるので何とかっていうお話を聞いたことがあるので、こういう補助金とかがあるんであれば、そういったものを余らせないで使っていくような対策っていうか、そういうのをしていただけたらと思うんですけれども、今後そういうご予定とかはあるんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい、お答えいたします。今、濱田議員がおっしゃられたような事業に対しては、この補助金が使えないような形になっておりますし、県のほうともちょっと協議もいたしましたけども、なかなかそういうふうに対応できるようなものがないということで、県のほうからも回答を受けておりますので、ちょっとそれで対応いたしますというふうなお答え

はちょっといたしかねるというのが現状でございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 4回目、いいですか。濱田議員。はい。

○議員（4番 濱田 幸君） 県からの補助金が使えないっていうことはちょっと分かったんですけども、何とかやはり相島っていうのは今すごく注目もされておりますので、やっぱり観光施設とあとやはり地域の住民の方々のやっぱりそういう思いもありますので、県の補助金が使えないのであれば、違った形で何とか進めていくような対策をとっていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） 答弁は。

○議員（4番 濱田 幸君） お願いします。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） この件につきましては、今、福岡県の離島振興協議会のほうで、離島のそういった漂着ごみ等の対応につきまして、県にしっかりと対応していただくように、今、要望活動をしていまして、県のほうもそういった対応をこれからやはりとっていかなければいけないということで、県と町が市町が一緒に対応していこうという、今のところそういった具体的に予算をこれだけ出すとかいうところまでいっていないんですけど、そういった要望を出して何とか対応していくように、県と話し合いをしておる状況でございます。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですね。はい、ほかにございませんか。温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） はい。50、51ページですけど、社会資本整備事業工事費8,600万円ぐらいのマイナスになっていますね。それから、その下の都市再生整備事業工事費、これが3,368万円ですか。三角になっていますけど、この工事がなくなったと思うんですけど、理由というか、この減額の理由だけ簡単に教えてください。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） お答えいたします。これ国の交付の状況によって事業を調整してまいりますので、交付が減ったということで事業が減るというふうな形になっております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） すいません、ちょっと私が知識不足で。要は、工事がなくなったからということじゃないですよ。ちょっとすいません。

○議長（牧野 真紀子君） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい。工事がなくなったから減ったというわけではございません。申し訳ございません。工事はあるんですけども、総額といたしますか、その分の交付の額が減ってきていると。増減がありますので、増える時もあれば減る時もあるということになります。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） はい。これで質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第23号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第23号議案は原案のとおり可決されました。

日程第25. 第24号議案

日程第26. 第25号議案

日程第27. 第26号議案

日程第28. 第27号議案

日程第29. 第28号議案

日程第30. 第29号議案

日程第31. 第30号議案

日程第32. 第31号議案

日程第33. 第32号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第25、第24号議案、令和5年度新宮町渡船事業特別会計予算についてを議題といたします。

なお、本議案から日程第33、第32号議案までの9件は令和5年度予算でございますので、この9件は一括上程し議題といたします。

それでは、第24号議案から第32号議案までの議案の説明を求めます。

政策経営課課長補佐。

○政策経営課課長補佐（井上 美和君） 第24号議案から第32号議案まで、令和5年度新宮町当初予算につきまして、ご説明いたします。

各会計の本年度予算額及び対前年度比につきましては、配付しております一覧表のとおりでございます。令和5年度新宮町当初予算につきましては、4月に町長、町議会議員選挙が執行される予定であることから、政策的な新規事業等につきましては、極力盛り込まないこととしておりますが、当初予算でないと不都合が生じるおそれのあるもの、継続的に進めていく事業等につきましては、計上させていただいております。

それでは、特別会計6会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、一般会計の概要を説明いたします。水道事業会計及び公共下水道事業会計を除く、令和5年度特別会計全体の合計予算額は、

32億6,088万6,000円で、対前年度比1億628万2,000円の増額、率にして3.4パーセントの増となりました。増減の主なものについて、概略説明いたします。

第24号議案、渡船事業特別会計につきましては、中間検査時の修繕料、消費税及び地方消費税納税額等が増えたため、前年度と比較して2.3パーセント増額となっております。

第25号議案、国民健康保険特別会計は、福岡県が財政運営の責任主体となり3年目となります。一般被保険者療養給付費及び一般被保険者療養費の増により、前年度と比較して4.6パーセント増額となっております。

第26号議案、後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等の負担金が増えたため、7.2パーセント増額となっております。

第27号議案、相島診療所事業特別会計は、医療用機械器具費において、CR画像診断システム機器等の更新により、医療用器具購入費が増えたため、前年度と比較して10.2パーセント増額しております。

第28号議案、簡易水道事業特別会計は、令和4年度から2か年で実施しております浄水場の機械電気設備更新工事の事業費が減少したことなどにより、前年度と比較して38.4パーセント減額しております。

第29号議案、水道事業会計は、三代地区区画整理事業等に伴う配水管布設工事や立花口配水系減圧弁設置工事、人丸配水池系エリア拡大工事等により事業費が増加したため、前年度と比較して6.9パーセント増額となっております。

第30号議案、公共下水道事業会計は、新宮中央浄化センターにおいて、2池増設するための基本設計及び詳細設計業務委託の予算を計上したことにより、前年度と比較して3.7パーセント増額となっております。

第31号議案、相島漁業集落環境整備事業特別会計では、令和6年度からの法適化移行に伴う会計システムの改修費用や浄化センターの機器更新工事等の増により、前年度と比較して15.3パーセント増額となっております。

続きまして、第32号議案、一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は138億7,572万1,000円、前年度と比較しまして1億3,221万8,000円の減額、率にして0.9パーセントの減となっております。増減の主な要因について説明いたします。増額につきましては、3款民生費、障害者福祉費の扶助費の増によるもの、10款教育費、立花小学校、新宮東小学校及び新宮中学校相島分校の施設整備工事の増によるもの、減額につきましては、4款衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減によるもの、8款土木費の社会資本整備事業及び都市再生整備計画事業の事業費の減によるものでございます。説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） お諮りします。第24号議案から第32号議案までの9件につきまし

ては、議長を除く議員11名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。ここで、13時20分まで休憩いたします。

なお、休憩中に予算特別委員会の正副委員長の選出方をお願いいたします。

午後12時17分休憩

午後1時20分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に正副委員長を選出していただきました結果、委員長には西健太郎議員、副委員長には安武久美子議員ということになりましたので、ご報告いたします。

なお、委員長におかれましては、3月7日、8日、9日の3日間、予算特別委員会にて審議をお願いいたしますとともに、本会議最終日に審議結果の報告をお願いいたします。

日程第34. 第33号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第34、第33号議案、工事請負契約の変更について、町道的野～寺浦線道路改良工事（第3工区）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第33号議案、工事請負契約の変更について、説明をいたします。

町道的野～寺浦線道路改良工事（第3工区）について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものでございます。記といたしまして、1、契約金額、変更後の金額を8,667万8,900円、うち消費税及び地方消費税額は、787万9,900円に変更するものでございます。変更前の金額8,855万円、うち消費税及び地方消費税額は805万円と比較をいたしまして、187万1,100円の減額となっております。2、変更工期、変更後の工期を令和4年9月1日から令和5年3月28日までとし、13日間の延長をしております。3、契約の方法は随意契約でございます。理由といたしまして、町道的野～寺浦線道路改良工事（第3工区）について、設計変更により工事請負契約の内容を変更する必要性が生じたので、変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いいたします。(1) 変更理由といたしまして、建設発生土の搬出について、新宮町下府土地区画整理事業地の整地を計上いたしておりましたけれども、組合設立後の協定のため、整地を当該土地区画整理事業にて行うこと等により、工事費を減額するものでございます。また、土の搬出を12月から予定をしておりましたけれども、新宮町下府土地区画整理組合の設立に時間を要したため、搬出開始時期が遅れたことにより、工期の延長を行うものでございます。(2) としまして契約の相手方を参考のため記載しております。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。濱田議員。

○議員(4番 濱田 幸君) すいません、ちょっと私の何か理解がちょっと追いついてないんですけども、これは発生する土の搬入を下府の整理事業のほうに充てようとしてたけれども、それがちょっと遅れたので当該土地区画整理事業というのは、あれですかね、寺浦とかのことでしょうか。この当該土地区画整理事業っていうのが、ちょっとどこに土を持っていくことになるっていうことでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) 都市整備課長。

○都市整備課長(西田 大輔君) はい。この当該というのは、下府土地区画整理事業のことを指します。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 濱田議員。

○議員(4番 濱田 幸君) 搬出をする場所は変わらないんですけども、この金額が少なくなったというのはどういう理由なんでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) 都市整備課長。

○都市整備課長(西田 大輔君) はい、ご説明いたします。当初は、こちらの野～寺浦の事業のほうで整地をする予定にしていたのですが、土地区画整理事業組合のほうで、その整地を行うということで、こちらの工事のほうの事業費が減ったということで減額しております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。はい、ほかにございませんか。北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) この変更理由の中で、整地を行うこと等によりということを書いてあるんですが、今の話では整地の分を減額したと。要は、土は入れたけど整地の分を減額したということだけですかね。等って書いてあるんですけど。

○議長(牧野 真紀子君) 都市整備課長。

○都市整備課長(西田 大輔君) はい。1番大きな費用としては整地の費用で、それ以外にも伐根の処理費等も若干減ったりしております。あとそれ以外に、作業上でのヤードの設置でちょっと若干の増額、それに排水管、雨水排水を出すための管を新たに敷設して増額というふうなもの

ありますが、総合的に先ほど総務課長説明したとおり180万円程度の減額ということになっております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） そしたら、要は町のお金で区画整理の土を入れて、そして整地をして、その分を町で見てたということになるんですけども、これにより、要は区画整理組合が負担しないといけないというふうなことになるんですけど、この187万円というのは、また区画整理組合に町のほうが支出をすとかいうことではないんですか。そこら辺は、区画整理組合と話がついているんですかね。

○議長（牧野 真紀子君） 福田副町長。

○副町長（福田 猛君） はい、お答えします。もともと区画整理組合のほうで、土の搬入した後の整地はもう当初から予算計上していましたので、それが重複した分を組合のほう、区画整理のほうで見ますよと。町のほうの事業にはもうその分は省いてくださいという調整をして、そういう結果になっています。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） そしたら、区画整理組合は当初から整地費用は見ていたけども、町のほうの工事があるので、町のほうに入れ込んで整地までするよということだったんですかね。当初から見れば、区画整理組合は要は残土だけ入れて整地してもよかったと思うんですけど、この187万円というのは言うたら町から出ているお金ですから、そこら辺のやりとりっちゃうか、そういうふうなことにはならなかったんですかね。要は、残土だけ入れて、そして区画整理組合が整地をするというふうなことでもよかったのかなと思うんですけど、いかがですかね。

○議長（牧野 真紀子君） 福田副町長。

○副町長（福田 猛君） はい。もともと下府区画整理のほうの計画としては、まず土を搬入する費用含めて全て購入して、そして区画整理組合のほうで、そのあとの搬入後の処理といいますか、整地も含めた費用までを全て計上してました。その中で、今回、町のほうの公共事業の残土が受入れができるという中でお互い協議をして、どこまでをお互いの費用で見るかという中での調整をしてきたということですね。町は町で公共事業のほうで残土の処分をする。そして、ある程度の処分先の整地まで見るという費用を予算計上している。組合は組合で、土地を購入して購入した後の土地の整地までの費用を見るという形で、お互いが予算を計上してきた中での協議をしたということです。組合のほうも、土を搬入する費用が一切かからないという組合側にもメリットがあると。お互いメリットがある中で、どこで調整をするかという話を、最初細かいところも組合のほうと町のほうの事業の担当のほうで詰めてきていますので、割合として云々は、ここでは説明できませんけども、お互いのメリットのある中での協議をした結果が今こういうふうにな

ったということで理解していただければと思っています。

○議長（牧野 真紀子君） はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 区画整理組合が土を搬入して、ほかから搬入してもらおうと、その分の購入費用がかからないということでコストダウンはできるとは思うんですけども、ただ、土に関しては町のほうで、その土を残土処分に出すともうそれ以上にお金がかかるというふうなデメリットもあって、そういうふうな相互のやりとりがあったと思うんですが、その土を入れるだけであればそれでいいと思うんですが、そこに町として整地までの費用を見る、あれは必要だったのかなと思うんですよね。要は、土だけ入れて、あとは区画整理組合がやってくださいよってというふうなほうが、きれいなのかなと思ったんですけど、現実的に町としては予算を組んであるというところの経緯っちゅうか、やりとりがちょっとよく分からないんですけどね。

○議長（牧野 真紀子君） 福田副町長。

○副町長（福田 猛君） はい。町のほうで寺浦のほうから出てくる残土につきましては、できればタイミングが合えば下府のほうの土地区画整理のほうに持っていく考え方と、時間的に間に合わない場合は、別な地区に持っていきこうと、それも可能性があったんです。別な地区に持っていったときに、持って行ってポンと山積みにはできないので、そこにある程度の整地費用というのを寺浦のほうのいわゆる残土処理の中にも、計上しなきゃいけない状況があって、予算上はそれを計上していたと。でも下府に持っていくことによって、下府のほうが持ってきた後の処分は、整地は組合のほうでしますよという形に協議があったもんですから、町のほうの寺浦側のほうの残土処理の分の一部、その整地にかかる費用が浮いたというような状況になってます。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第33号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第33号議案は原案のとおり可決されました。

日程第35. 第34号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第35、第34号議案、工事請負契約の変更について、白峯公園整備工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第34号議案、工事請負契約の変更について、ご説明をいたします。

白峯公園整備工事について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものでございます。記といたしまして、1、契約金額、変更後の金額を7,101万7,100円、うち消費税及び地方消費税額は645万6,100円に変更するものでございます。変更前の金額7,150万円、うち消費税及び地方消費税額は650万円と比較をいたしまして、48万2,900円の減額となっております。2、契約の方法は随意契約でございます。理由といたしまして、白峯公園整備工事について、設計変更により工事請負契約の内容を変更する必要性が生じたので、変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。(1)変更理由といたしまして、変電設備内の機器調査を実施したところ、低濃度PCBが含まれていないことが判明したこと等により工事費を減額するものでございます。(2)としまして、契約の相手方及び工期を参考のため記載をしております。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) これは直接、この議案とは関係ないんですが、ここに書いてあるPCBの存在について、以前役場の地下にも変電設備の老朽化したやつが保管されとったというような経緯が10数年前かな、あったと思うんですが、結果的に、そのあとだと思うんですけど福岡県が条例でPCBの処理について、積極的に処理をしろというようなことで、多分、条例化して補助金も何か制度としてあったんじゃないかと思うんですが、詳細は把握していませんが、そういったことと兼ね合わせると、今後、新宮町内、町内っていうか公共施設、新宮町が保管管理する公共施設内に類似の施設、もしくはPCBを含んだ変電設備、その他が存在するかどうか、調査をされたんでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) 総務課長。

○総務課長(太田 達也君) はい。直接、その当時担当しておりませんでしたので、聞いておりますというか、引継ぎの中での状況というところにつきましては、地下のところは役場の庁舎に関してPCBを含んでおるコンデンサーがあったというところで、その処分につきましては処分をしたというところを聞いております。その際に、役場の庁舎の中でPCBが含まれるようなものはもうないのかというようなところで調査をされたというようなところで、もう役場の庁舎にはないというところは把握をしておる状況でございますけれども、その他の公共施設に関してはちょっと私も聞き及んでいませんので、詳細がちょっと把握しきれてない状況というところでございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） というようにですね、把握していないことのほうが私は問題だと思っうんですね。あってもなくても、やはりどこそこにもどういふものがないんですよって、明確に把握することによって、今後またその都度、対策費を計上するのではなくて、あるならあるで早めに、早めっていうか、多分私の記憶がちょっと定かではないのであれなんです、県条例で多分PCBに対しての対応策を求めていると思っうんですね。ですから、それは早急に調査して、ないならない、あるならあるで、やっぱ方向性を明確に示す必要があると思っうんですが、その点、どなたが回答されるか分かりませんが、その方向性について回答ください。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） はい。私も就任時ですね、この役場の地下の問題は聞いておりました。ただ、他の施設までのことは全然、PCBの問題、聞いておりませんでしたので、これから県条例のそういった確認をして対応しなければいけないのかなと思っしております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。ほかに。質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第34号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第34号議案は原案のとおり可決されました。

日程第36. 第35号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第36、第35号議案、工事請負契約の変更について、相島浄水場等機械電気設備更新工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第35号議案、工事請負契約の変更について、ご説明をいたします。

相島浄水場等機械電気設備更新工事について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものでございます。記といたしまして、1、契約金額、変更後の金額を8,718万4,900円、うち消費税及び地方消費税額は792万5,900円に変更するものでございます。変更前の金額8,745万円、うち消費税及び地方消費税額は795万円と比較をいたしまして、26万5,100円の減額となっております。2、契約の方法は随意契約でございます。理由といたしまして、相島浄水場等機械電気設備更新工事について、設計変更により工事請負契約の内容を変更する必要が生じたので、変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いいたします。(1) 変更理由といたしまして、令和4年度中に納品を予定している通信制御ケーブルについて、布設距離の精査に伴う納品数量の変更及び環境負荷が少ないケーブル種別への変更に伴い、工事費を減額するものでございます。(2) といたしまして、契約の相手方及び工期を参考のため記載をしております。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。濱田議員。

○議員(4番 濱田 幸君) こちらのほうなんですけれども、ちょっと詳しくこの内容のほうをご説明いただきたいんですけども、この距離の精査をして数がちょっと変更になったということと、あと最初に仮定してたものより負荷が少ないものが出てきたっていうか、そういうことで変更になるっていう認識でよろしいんでしょうか。それと、あとこの工期なんですけれども、令和4年度までについていうふうにさっきおっしゃっていたので、やっぱそれをするによって、その商品の入荷とかそういうことで日程が令和6年の2月までになったっていう認識でよろしいでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) 上下水道課長。

○上下水道課長(高橋 忠久君) はい、お答えします。ケーブルにつきましては、環境負荷ということでエコの製品がありましたので、そちらのほうに変更しました。距離については、机上じゃなくて実測の図りましたら、800メートルほど短くなりましたので、そこを精査しております。それと、4年度というのが電気機械設備、製品をつくりまして、5年度に納品、設置ということで、4年度についてはその製品をつくるということで、今回そこで終わっていますということです。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第35号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第35号議案は原案のとおり可決されました。

日程第37. 第36号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第37、第36号議案、町道路線の認定について、灰カブリ支線を議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 第36号議案、町道路線の認定について、ご説明いたします。

路線番号662。路線名、灰カブリ支線。起点、大字上府字灰カブリ514番2地先、終点、大字上府字灰カブリ493番2地先。道路の種別につきましてはその他。理由としましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。本路線は、隣接している博多学園の工事に伴い、町が整備をしている交流広場用地造成とともに整備したもので、今回整備完了に伴い、新規路線として認定するものです。

なお、1ページに参考資料といたしまして、路線図を添付しておりますので、ご参照ください。説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ここで質疑を打ち切り、第36号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議がないので、第36号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。

上畝地委員長、よろしく願いいたします。

日程第38. 第37号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第38、第37号議案、町道路線の変更について、梶取線を議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 第37号議案、町道路線の変更について、ご説明いたします。

路線番号247。路線名、梶取線。旧起点、大字下府字通り724番地先、旧終点、大字下府字日ノ下1265番1地先を新起点、大字下府字通り724番地先、新終点、大字下府字梶取1200番3地先へ変更するものです。理由としましては、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線を変更にあたり、道路法第10条第3項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。本路線は、下府内の開発に伴い、既存路線の一部と別土地で土地の交換を行ったため、終点の変更を行う必要があり路線の変更を行うものです。

1ページに参考資料として添付しております路線図に記載しているひとまるの里の角からまっすぐ破線で示している路線が変更前、ひとまるの里の角から県道湊下府線に接続する実線で示し

ている線形が、変更後の路線となっておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ここで質疑を打ち切り、第37号議案は総務建設常任委員会に付託した
いと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議がないので、第37号議案は総務建設常任委員会に付託いたし
ます。

上畝地委員長、よろしく願いいたします。

日程第39. 第38号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第39、第38号議案、権利の放棄についてを議題といたします。
議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第38号議案、権利の放棄について説明をさせていただきます。理
由といたしまして、住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金に係る債権について、権利を放
棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでござ
います。内容につきましては、別紙にまとめさせていただいております。

1 ページのほう、お願いをいたします。1、権利放棄の内容は、昭和60年6月28日付けで
債務者に対して町が貸し付けた住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金に係る債権について
権利を放棄するものでございます。2、債務者はAとさせていただいております。3、権利を放
棄する金額は、住宅新築資金貸付金201万8,177円、宅地取得資金貸付金253万5,41
2円。4、権利放棄の理由は、平成13年12月28日付けで債務者Aに対し破産の免責決定が
なされていること。また、保証人は死亡していることから、債権が回収不能であるため債権を放
棄するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第38号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第38号議案は原案のとおり可決されました。

日程第40. 第39号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第40、第39号議案、相島辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課課長補佐。

○政策経営課課長補佐（井上 美和君） 第39号議案、相島辺地に係る総合整備計画の変更につきまして、ご説明いたします。理由といたしまして、相島における公共施設を総合的に整備するため、令和3年度から令和7年度までの5か年間の辺地総合計画を策定しましたが、その一部を変更する必要が生じ、福岡県知事との協議が整ったため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定において準用する同条第1項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。変更の内容は、参考資料で説明させていただきます。

5ページをお開きください。辺地総合計画の内容変更を6点挙げております。1点目、2点目としましては、基準日を「令和4年12月末現在」に変更することに伴い、辺地人口を基準日時点の「229人」に変更しております。3点目は、「2 公共施設の整備を必要とする事情（1）相島の概況」につきまして、戸数や人口、令和2年度国勢調査の数値に、高齢化率を令和4年12月末時点に変更し、相島光ケーブルについて工事が完了しておりますので、令和4年5月から運用を開始した旨の記述に変更をしております。4点目につきましては、「2 公共施設の整備を必要とする事情（2）施設の現状と課題」に、相島観光交流拠点整備事業及び相島老人福祉施設整備事業について、記載のとおり2つ事項を加えております。あわせて、5点目としまして、「3 公共的施設の整備計画」に、2つの施設の整備事業費を追加するものでございます。相島観光交流拠点整備事業は、老築化が進んでいるため、設備等の整備更新を図るもので事業費3,200万円、全て一般財源になりますが、こちらに辺地債を充てるもの。相島老人福祉施設整備事業は、電気設備等の整備更新を図るもので、事業費300万円、こちらも全て一般財源になりますが、辺地債を充てるというところで計画するものでございます。最後に、6点目でございますが、年号の表記につきまして、今まで和暦のみの表記でしたが、和暦と西暦の併記に変更をしております。

なお、7ページ目に福岡県知事との協議が整ったことの資料を添付いたしておりますので、ご参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） ちょっとお尋ねしたいんですけども、いろいろな事業があつて、その3ページかな。相島観光交流拠点整備事業ということで、いろいろ設備等が老朽化して整備の必要があるということで3,200万円というふうな計上をしてあると思うんですが、現実問題あそこに設備関係の老朽化を改修更新するのに、そんなかからないかなという感じはするんですが、大体これはどういうふうな整備を考えてあるんですか。

○議長（牧野 真紀子君） 政策経営課課長補佐。

○政策経営課課長補佐（井上 美和君） はい。相島観光交流拠点整備に関しましては、かなり躯体のほうが老朽化しておりまして、屋根の部分が傷んでいるというところを聞いておりますので、そちらの施設整備のほうを計上しているところでございます。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） ということは、設備関係だけでなく、要は全体的な改修工事を考えているというふうな認識でよろしいですかね。

○議長（牧野 真紀子君） 政策経営課課長補佐。

○政策経営課課長補佐（井上 美和君） はい、そのとおりでございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、ほかにございませんか。温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） はい。単純な質問ですけど、この計画は令和7年度まで、7年度をもって終了するという計画ですよ。そうすると今年、令和5年ですからあと3年間だと思ふんですけど、この3年間でやってしまわれるという計画ですかね。大口のやつは、光ケーブルと簡易水道というのは、この光ケーブルは終わっているし、簡易水道の設備更新で今もやってありますよね。あと小口のところで6,000万円ぐらいだとこれ思うんですけど、7年度までに完了するというところで考えられているのかどうかということをお尋ねします。

○議長（牧野 真紀子君） 政策経営課課長補佐。

○政策経営課課長補佐（井上 美和君） はい。こちらの辺地総合整備計画につきましては、5か年の計画というところで、この5か年の間にできるであろう計画を計上させていただいておりまして、事情によっては全て完了しないこともあるかとは思いますが。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。町長。

○町長（長崎 武利君） 離島振興のことで、この計画を立てていかなければ、離島振興法いろいろ補助金が出ないということで、追加、追加で計画をちょっと出させていただいて、今までできております。そういうことで、これから先またいろいろ相島の活性化のために、そういったことで辺地債とかですね、いろいろ補助金をとるために、この計画を立てないといけないということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） いいですかね。温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） 私が聞いたかったのはですね、今ここに事業化されている部分は、最終リミットが7年度までには一応終わるという計画で臨んであるかどうかということをお伺いしております。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） 一応、5か年の計画でございますので、また令和7年になればまた新しく5か年の計画を出していく。それにはやはり継続で、元のまだ終わっていない分も入っていかうかと思えますけど。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第39号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第39号議案は原案のとおり可決されました。

日程第41. 第40号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第41、第40号議案、新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） 第40号議案、新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について、ご説明いたします。提案理由といたしまして、本町が両筑衛生施設組合に委託しているし尿終末処理事務の委託期間を延長することについて協議するため、議会の議決を求めるものでございます。次のページをお願いいたします。新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部を次のように改正するものでございます。附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、委託期間を1年間延長するものでございます。附則といたしまして、この規約は協議成立の日から施行するものでございます。

なお、次のページに参考資料として新旧対照表をつけております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第40号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第40号議案は原案のとおり可決されました。

日程第42. 報告第1号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第42、報告第1号、令和5年度新宮町土地開発公社事業計画についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 令和5年度、第1回定例会、報告第1号、令和5年度新宮町土地開発公社事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和5年度新宮町土地開発公社事業計画を議会に報告するものでございます。

1ページをご覧ください。令和5年度新宮町土地開発公社事業計画につきましては、町事業関連用地取得事業といたしまして、事業費8,970万円、主管課は都市整備課。内容といたしましては、町道上府～三代線道路整備事業用地、夜臼4丁目公園整備事業用地の取得でございます。本事業は、令和4年度にも事業計画として計上しておりましたが、用地測量の遅れ等から用地の取得に至りませんでした。よって、改めて令和5年度に事業計画として計上するものでございます。県事業関連用地取得事業につきましては、令和5年度の事業実施予定はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

日程第43. 報告第2号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第43、報告第2号、令和5年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

教育長。

○教育長（小川 隆弘君） 報告第2号、令和5年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画及び収支予算について、ご報告いたします。

それでは、事業計画について2ページから4ページをお願いします。実施する事業につきましては、新宮町の芸術文化の普及振興及び芸術文化活動の活性化促進を図るため、芸術文化の普及及び振興、いわゆる鑑賞型の事業、地域住民の芸術文化活動の活性化促進、学習活動の機会提供、広報活動の4事業分野を核として取組を行ってまいります。芸術文化の普及振興事業では、引き続き、新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守した上、多様な世代の方々が参加いただける事業の実施を予定しています。そのほか、伝統芸能や若年世代への文化振興を図る事業にも取り組んでまいります。さらに、参加育成型の事業として取り組んでおります住民参加型ミュージカルについては、令和5年度も実施を予定しており、地域にとってより意義深い形のものをつくり上げることができると考えております。ミュージカルの練習にあわせて、新宮町の歴史や自然、伝統文化を感じられるようなワークショップを実施することで、郷土愛や文化芸術への理解を高め、文化芸術をとoshita人づくり、まちづくりへの貢献を図ってまいりたいと考えております。なお、住民参加型ミュージカルにおいては、一般財団法人自治総合センターの助成金を申請中でございます。また、学習活動の機会提供事業にて、新企画、舞台芸術体験プログラムを予定しております。これは、様々な舞台公演、伝統芸能、郷土芸能を鑑賞した上で、実際に体験することもできるワークショップつき公演プログラムとなっております。令和5年度は、吉田兄弟、獅子舞縁起舞&ワークショップの2公演が該当します。

続いて、収支については6ページに、7ページから10ページに、事業費、管理費、詳細計画を載せております。財団としての総収入は4,971万9,500円、総支出は4,924万7,500円です。収支差額の47万2,000円につきましては、財政調整積立金として活用させていただきます。なお、現在派遣出向している町再任用職員の任期満了により、事務局体制に変更が生じたため管理費が増額となっております。

以上、令和5年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画及び収支予算のご報告とさせていただきます。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

日程第44. 報告第3号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第44、報告第3号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。報告第3号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について、ご説明をいたします。

新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。1ページから5ページまで、それぞれの契約ごとの明細を載せております。令和4年11月1日から令和5年1月31日までで、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは、一般会計で16件、特別会計はありません。水道事業会計、公共下水道事業会計で1件でございました。また、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で10件、特別会計、水道事業会計、公共下水道事業会計はございませんでした。

参考資料といたしまして、入札結果表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 参考資料の7ページ。新宮小学校の網戸の設置工事ということで、予定価格が消費税抜けたら970万円ぐらいで、590万円で落札してあるんですが、新宮の場合、最低価格とかそこら辺があると思うんですが、ここの説明をしていただきたいんですけど。

○議長（牧野 真紀子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。落札価格がかなりほかの業者に比べて低くなっておりますけれども、実際、契約するに当たって価格についての確認をさせていただきました。ただ特に安価ってということでもなく、施工のほうも十分できるということの話でしたので、間違いなく施工できるのではないかとということで、もうそのまま契約をさせていただいた状況でございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 内容というよりもね。新宮町、最低制限価格があると思うんですね。だから、今なくなったんですかね、ちょっと分からないんですけど、最低制限価格が多分あってと思うんですが、そのところを聞いたかったんですね。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。工事請負の関係の契約につきまして、入札にする場合に、最低制限価格を設ける場合がございます。今、それは継続してやっておるところなんですけれども、それが1,000万円以上の工事というところでのくくりとなっておりまして、ただ、その1,000万円以上の工事に関しましても、原材料費でありますとか、そういったところが大部分を占めるというような、その工事の内容について最低制限価格は設定しないという選択もしておる

というところが状況としてはございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 最低制限価格は、するかしないかはどっちでもいいんでしょうけど、大体していますよね。1,000万円以上っちゃうのは、ちょっと初めて聞いたんですけども、今までも1,000万円以下の工事でも最低制限価格を設けていなかったんですか。建築土木、設けてない。うん。ということは、1,000万円以下は最低制限価格はありませんよと。ちょっと待って。1,000万円以下ね、970万円ですからね。はい。だから、もう1,000万円以下は最低制限価格を設けないということでもいいんですか、今からもずっと。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。今現在、取扱いをしておるのが、1,000万円以上の工事というところでやっております。おっしゃるように1,000万円を割り込むような工事については、最低制限価格は設けないという取扱いをしております、今後もその取扱いを変更する予定は今のところございません。

○議長（牧野 真紀子君） はい、ほかにございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

日程第45. 報告第4号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第45、報告第4号、令和4年度定期監査の結果についてが提出されております。

質問があれば、監査委員にお尋ねください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

日程第46. 報告第5号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第46、報告第5号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。

質問があれば、監査委員にお尋ねください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

以上で報告を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これもちまして、本日の日程を終了し、散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時25分散会
